

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和7年11月20日 第194号

紅葉狩りで鬼怒川へ

11月の連休に紅葉狩りで鬼怒川へ行ってきました。本当は日光に行くつもりだったのですが、朝6時に家を出たところ、日光宇都宮道路の電光掲示板に「清滝渋滞中」の文字。まさかこんな朝早くに大した渋滞ではないだろうと清滝料金所を7時過ぎに通過。しかしトンネルの先はしっかり渋滞していました。この状態でいろは坂に向かうのは躊躇されたため、目的地を変更して鬼怒川へ向かいました。



鬼怒楯岩大吊橋からの眺め

狙い通りに鬼怒川では車の混雑は一切無く、スムーズに温泉街へ辿り着くことができました。紅葉のピークは過ぎてしまっており、目的の紅葉狩りを満喫というわけにはいかなかったのですが、幸い抜けるような秋晴れで気持ちよくドライブすることができました。

少し足を延ばして、龍王峡を歩くことにしました。本当は川治温泉まで6kmのハイキングコースがあるそう

なのですが、とてもそこまでの元気は無いので、下の方を往復で1時間だけ歩きました。結構な岩場もあり、登山靴では無かったのでクタクタです。時節柄熊との遭遇を警戒し、山の斜面に注意を向けて歩きました(本気)。日光などでは以前から熊の目撃情報の看板を見かけることがありましたが、今年はリアリティーが桁外れですね。



豎琴の滝の上流側



パーフェクトな形のさつまいも。

とてもとても残念なのですが、タマネギの苗づくりを完全に失敗しました。種まきのトレイを使わずに、土に直接種を蒔いたのですが、二割位しか発芽しないし、その後もちょっとも成長しないし、散々です。家庭菜園仲間の知り合いのプ口農家さんも、今年は失敗したそう、私は去年から始めた二年目です。すから仕方ないと納得しましょう。

我が家の畑

まだ、さつまいもの収穫が終わってません。霜が降りるまでには終えるようにします。

マイカー通勤手当の非課税限度額が 令和7年分年末調整から引上げに

11月14日、財務省からマイカーで通勤する人が勤務先から受け取る通勤手当の非課税限度額の引き上げについて発表されました。引き上げは2014年以来11年ぶりとのこと。通勤距離が10 km以上15 km未満の場合は200円引き上げられて月額7,100円から7,300円に、55 km以上の場合は7,100円引き上げられて月額31,600円までから38,700円になるとされています。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

毎年12月は、厚生労働省が定める「職場のハラスメント撲滅月間」です。

職場におけるハラスメントは、働く人の能力を十分に発揮することの妨げになるだけでなく、個人の尊厳や人権を不当に傷つける許されない行為です。

ハラスメントには、職場での優位性を背景としたパワーハラスメント、性的な言動によるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児等に関するマタニティハラスメントなどがあります。これらは職場秩序を乱し、生産性の低下や人材流出、企業の社会的評価の低下を招く重大な問題です。

正社員のみならず、契約社員・パートタイム・派遣といった雇用形態を問わず、すべての労働者が安心して働けるよう配慮が求められます。

令和4年4月から、すべての企業に対してパワハラ防止措置の義務化がなされています。パワハラとは、①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の就業環境を害するもの——この3つの要件をすべて満たすものを指します。



厚生労働省では、12月10日に「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。当日は、企業や業界団体によるカスタマーハラスメント対策の事例紹介や、専門家による講演、パネルディスカッションが予定されています。参加費は無料で、事前申込み制となっています。詳細は、厚生労働省が運営する特設サイト「あかるい職場応援団」で確認できます。ご興味があれば是非ご参加ください。